

【施策】

(1) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

(1) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

【現状と課題】

犯罪をした者等の指導・支援、犯罪予防活動等を行っている保護司や、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、その他多くの民間ボランティアの方が、安全・安心なまちづくりや再犯防止のために活動しています。

犯罪をした者等の社会復帰においては、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、市民の理解と協力を得て、地域社会全体で包み支え合うソーシャルインクルージョンの考え方が必要です。しかし、保護司の高齢化、民間ボランティアの減少、再犯防止に関する施策等が身近なものではない等の課題があります。

市民に対し、民間ボランティアの存在や活動を促進し、周知するとともに、その広報・啓発活動の推進等を行うことが必要となります。

【具体的な施策】

○ 民間協力者との連携強化 【福祉総務課】

犯罪をした者等のうち、支援を必要とする者が、各種行政サービスを受け、スムーズに社会復帰することが可能となるよう、日野・多摩・稲城地区保護司会多摩分区や日野・多摩・稲城地区更生保護女性会多摩分区などの民間協力者に対し必要な情報を提供し、連携を強化します。

○ 南多摩保護観察協会への負担金交付 【福祉総務課】

地域における更生保護活動や、青少年健全育成の活動を支援するために、南多摩保護観察協会に対し負担金を交付します。

○ 更生保護活動への支援

社会を明るくする運動事業に対し、各地域団体のPR活動や事務補助、補助金の交付を行い、日野・多摩・稲城地区保護司会多摩分区をはじめとした関係団体が負担を感じることなく活動できるよう支援を行います。

また、日野・多摩・稲城地区保護司会多摩分区が更生保護活動を円滑に行うことができるよう、面接を行う場所の確保に協力します。

○ 保護司など民間協力者の活動しやすい環境づくりへの支援

各地域において、犯罪をした者等の指導・支援、犯罪予防活動等に当たる保護司や犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、その他多くの民間ボランティアに取り組む民間協力者が抱える高齢化や充足率の減少などの地域をとりまく課題や、再犯防止に関する施策が身近なものではない等の課題に対し、広報・啓発活動の推進などの継続的支援を行います。

【市内団体等の活動】

○ 日野・多摩・稲城地区保護司会多摩分区

保護司は、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（民間ボランティア）です。社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者等の更生支援を行うとともに、犯罪の予防のための啓発活動を実施し、暮らしの安全を守るまちづくりの推進に寄与します。

○ 社会を明るくする運動

すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生についての理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。多摩市では、7月の強調月間を中心に、日野・多摩・稲城地区保護司会多摩分区をはじめ、更生支援活動に寄与する地域団体による街頭啓発活動を実施します。

○ 日野・多摩・稲城地区保護司会保護司候補者検討協議会

保護司になる得る人材の発掘のため、東京保護観察所及び日野・多摩・稲城地区保護司会、市職員で連携を行い、検討するための協議会を開催します。

○ 多摩稲城防犯協会

地域における防犯活動をはじめ、青少年の健全育成や環境浄化のための活動を効果的に推進し、多摩中央警察署と一体となって、「犯罪のない明るい街づくり」を推進するボランティア団体として、警察、自治体が発信している情報を活用し、地域の犯罪実態に即した防犯パトロール等の地域安全活動の積極的推進、防犯講習会、各種訓練の開催等の犯罪抑止対策活動の推進、広報啓発活動等の「安全・安心まちづくり」に向けた取組の推進等、様々な防犯活動により、管内犯罪発生件数の減少等に寄与します。

○ 南多摩保護観察協会

八王子地区、町田地区、日野・多摩・稲城地区の3保護区を所轄しており、犯罪予防活動、更生保護、青少年健全育成の目的のため、「社会を明るくする運動」や、保護司会をはじめとする更生保護活動団体、青少年問題協議会等の関係機関と連携し、暮らしの安全を守るまちづくりの推進に寄与します。

○ 日野・多摩・稲城地区更生保護女性会多摩分区

女性の立場から犯罪をした人への更生保護活動を実施し、犯罪のない明るい地域社会の実現及び青少年の健全育成を目的とした活動を行います。家庭や非行の問題について、地域住民と話し合う場を設け、犯罪・非行予防活動を推進しています。また、刑務所や少年院等への慰問を行い、更生に関する理解を深め、普及啓発活動を実施しています。「社会を明るくする運動」にも参加協力します。

○ 日野・多摩・稲城地区 BBS 会

再掲（P.18 参照）

○ 多摩市社会福祉協議会

再掲（P.10 参照）

[+α] 多摩市社会福祉協議会の事業

■ 支え合い・たすけあい活動の推進

地域をとりまく様々な課題は、地域住民同士で支え合い、たすけあうことが必要です。自治会単位等の住民同士が、お互いに顔が見える関係性を構築し、話し合いなどの方法で、課題解決に導いていく仕組みづくりを推進するため、保護司や民生委員・児童委員などの民間協力者等と連携を図るとともに、声掛けや見守りなど、日常的に住民同士の交流を行います。

コラム4 日野・多摩・稲城地区保護司会多摩分区の活動について

(日野・多摩・稲城地区保護司会多摩分区)

保護司は、法務大臣から委嘱された非常勤国家公務員で、更生保護（犯罪や非行に陥った人の更生）に従事する無給のボランティアです。具体的には、対象者の保護観察と生活環境調整のほか、犯罪予防活動を行っています。このような活動を効率的に行うため日野・多摩・稲城の三市で地区保護司会を組織し、日野・多摩・稲城地区保護司会多摩分区が多摩市を担当しています。保護司会では、「対象者と向き合う」ために、更生保護施設等の視察研修や事例研究などの研修を行い、自己啓発に努めています。

法務省主唱で行っている「社会を明るくする運動」は、～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～として、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。地域への浸透を図るため、市長が推進委員長となり市毎に推進委員会を組織して運動を行っています。

また、保護司は学校運営協議会・青少協地区委員会等に参加することで、学校や地域諸団体と連携し広く地域に根差した活動にも注力しています。

多摩分区には現在 27 人の保護司がいます。保護司としての担い手を確保することが活動の基盤ですが、保護司活動が一般の人には目に触れ難く、保護司の条件としての年齢上限・待遇面で制約もあり、保護司候補者の確保に難渋しており、課題となっています。

コラム5 女性の更生保護施設「紫翠苑」について

(更生保護法人 紫翠苑)

八王子の市街を一望する緑町の小高い丘にある紫翠苑。ここは、非行・犯罪により女子少年院や刑務所などの矯正施設から仮釈放された人たちが社会復帰に向けて第一歩を踏み出すための施設です。

最近では成人の比率が高くなっていますが、昭和31年に南多摩保護司会（現在の、日野・多摩・稻城、八王子、町田の各市の市域の保護司）の総意により設立された当時はまだ男子少年のみの施設であり、各地の家庭裁判所から補導委託を受けた未成年を多数受け入れ、それこそ手探りで少年期の危機的な状況を乗り越えさせるための苦闘があったと記録に残っています。

その後、収容を停止した時期もありましたが、昭和56年から女子少年の施設として再出発し、現在は成人・未成年が共に暮らす施設となっています。

未成年にとってはなおさら、成人にとっても家族や雇い主などの帰住先が無く、誰からも何の支援も受けられないことは更生を目指す上で大きなハンデです。少年院や刑務所を出て最初の数十分間のできごとでその後の生き方が左右されるとはさる経験者の弁ですが、最初に誰が迎えてくれるかの一つの選択肢が、私たち更生保護施設職員であると思っています。

紫翠苑では国からの委託費、保護司からの援助等を主たる財源として、こうした女性たちに当面の食事と住居を提供し、最低限の生活を確保します。しかし、医療費やこれからの生活費はすべて本人持ちであり、自立した生活を自分の力で開始するまでには時間がかかる人が少なくありません。限られた予算の下、可能な指導や支援の方法を常に模索しています。篤志家からお寄せいただく古着やご芳志は大きな支えとなっています。

入居者の再犯防止と更生は、自身の自助努力にかかるだけでなく、様々な場面で自分を受け止めてくれる隣人の存在が重要な力ギとなります。紫翠苑では年間を通じて更生保護女性会やボランティアにご協力をいただいて実施する料理教室や季節ごとの交流行事を大切にしています。

誰しもが何かしらの機会に陥る可能性がある社会からの阻害という問題の中に、償いが終わつた人にとって、非行、犯罪を理由とする偏見にはとりわけ大きなものがあります。紫翠苑は、更生を目指して粘り強く寄り添う指導に、日夜つとめています。

【施策】

(1) 再犯防止のための連携体制の整備等

(1) 再犯防止のための連携体制の整備等

【現状と課題】

再犯の防止等の推進に関する法律第5条において、国及び地方公共団体は、相互に連携を図るほか、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならないと定められています。

また、同法第24条において、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた再犯の防止等に関する施策を講ずる努力義務が課せられています。

多摩市では、国や東京都のほか、日野・多摩・稻城地区保護司会などの民間の団体との連携を行うとともに、そのつながりを生かし、「再犯防止推進計画　日野・多摩・稻城3市共通理念」を令和2年度に策定しました。

今後も、より一層の連携の強化や、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体との協働が求められています。

【具体的な施策】

○ 日野・多摩・稻城地区保護司会との意見交換会の実施 【福祉総務課】

日野・多摩・稻城地区保護司会と、その事務局を担う3市の所管課で年に1度意見交換会を実施します。講師を招き、犯罪や非行をはじめとした地域をとりまく課題・現状等への理解を深めるとともに、地域ごとの現状や行政の取組などの情報提供を行い、顔の見える関係性を作り、連携していきます。

○ 多摩市における再犯防止施策の促進及び連携の確保 【福祉総務課】

多摩市における再犯防止に資する取組を促進し、関連施策の有機的連携を確保するため、必要な情報提供を行うとともに、各種施策の検討・推進に協働して取り組みます。

○ 民間協力者との連携強化 【福祉総務課】

再掲 (P. 19 参照)

○ 南多摩保護観察協会への負担金交付 【福祉総務課】

再掲 (P. 19 参照)

○ 更生保護活動への支援

再掲 (P. 19 参照)

○ 保護司など民間協力者の活動しやすい環境づくりへの支援

再掲 (P. 19 参照)

重点課題6 3市共通で行う取組

【施策】

(1) 3市共通で行う取組

(案)3市調整中

(1) 3市共通で行う取組

【現状と課題】

「再犯防止のための連携体制の整備等」における現状と課題に記載したとおり、日野・多摩・稻城地区保護司会などの民間の団体とのつながりを生かし、3市共通理念を令和2年度に策定しました。

犯罪をした者等が重点課題1～5のような課題を抱えた場合、3市共通理念を基に、3市で連携出来るような環境を整えていく必要があります。

また、支援を必要とする犯罪をした者等が各種サービスを収集できるように情報を提供していく必要があります。

さらに、再犯防止に対する市民の理解促進に向けた取組を幅広く進めていく必要があることから、3市間の連携をより強化していく必要があります。

【具体的な施策】

○ 3市職員勉強会

外部講師による講義の受講や更生保護施設等の見学を行い、更生支援を学ぶ取組を3市で連携して行います。

○ 3市職員と保護司の意見交換会

日野・多摩・稻城地区保護司会との意見交換を行い、相互の情報について共有します。

○ 各市における社会を明るくする運動の広報

日野・多摩・稻城地区保護司会のうち、各市の分区が主催となって実施されている「社会を明るくする運動」の広報活動について、市と保護司会の協働による取組を推進します。

○ 日野・多摩・稻城地区保護司会保護司候補者検討協議会

再掲（P.20 参照）